

はじめに

近年の知的財産制度を取り巻く環境は、経済のグローバル化、IT化、技術の高度化などに伴うオープンイノベーションの進展、M&Aの拡大などの企業行動を背景に、大きく変化しつつある。

今後、我が国産業の国際競争力を強化し、持続的な経済成長を実現するためには、先進的な技術力に支えられたイノベーションの促進が重要になっており、その実現に貢献するための知的財産システムの構築が求められている。

このような認識の下、2003年3月の知的財産基本法の施行以降、政府は知的財産戦略本部の設置や知的財産推進計画の策定、多くの法改正など、累次の取組を行ってきた。

この一年を振り返ってみると、通常実施権等登録制度の見直し、拒絶査定不服審判請求期間の拡大、特許料等の引下げ等の措置を講じた特許法等の一部を改正する法律が2008年4月に公布され、特許料等の引下げについては2008年6月に、通常実施権等登録制度の見直し、拒絶査定不服審判請求期間の拡大については2009年4月に施行された。

特許審査の面では、出願人のニーズに柔軟に対応するため、2008年10月よりスーパー早期審査の試行を開始した。また、2008年4月から我が国を基礎とした海外への出願を対象に早期に審査着手するJP-FIRSTを実施し、いち早く日本国特許庁の審査結果を世界に発信するよう努めている。

商標審査の面では、2009年2月より、出願人の早期権利化のニーズに応えるため、早期審査の対象を拡大する運用を開始した。

国際的な面では、我が国のイニシアティブの下で特許審査ハイウェイの対象国を拡大するとともに、多国間でルールの一統化を目指した議論を進めており、我が国出願人の海外での権利取得を積極的に支援している。

2009年は現行特許法の制定・公布から50年の節目に当たる年である。そこで、知的財産制度を取り巻く環境の変化に対応すべく、特許庁では、本年1月に「特許制度研究会」を設置し、今後の特許制度の在り方について包括的な検討を行っているところである。

本報告書は知的財産制度を取り巻く状況や施策の具体的内容を取りまとめたものである。

第1部では、我が国における特許、実用新案、意匠及び商標の出願・登録動向並びに審査・審判の動向や、主要国における出願・登録動向、我が国企業や大学等における知的財産活動の実態、技術産業別の国内外での出願動向について紹介し、その分析を行っている。

第2部では、政府の知的財産に関する取組や、特許、意匠、商標の審査・審判に関する取組を紹介している。

第3部では、中小企業や大学等が、特許権等の産業財産権を取得・活用等する際に利用することができる各種支援策を網羅的に紹介している。

第4部では、一つの発明が実質的に世界全体で知的財産として保護される環境、いわゆる「仮想的な世界特許庁」の実現を目指して各国が協力して行っている取組や、模倣品に対する取組等の国際的な動向について詳細に紹介している。

本報告書が、産業財産権行政の現状と課題への理解を深め、知的財産制度の更なる発展とイノベーション促進への一助となれば幸いである。